

知多市図書館機能調査検討委員会について

1 設置目的

朝倉駅周辺整備事業を受け、事業区域内に導入が期待される図書館にする基本計画を策定するにあたり、新たな図書館の機能等について広く有識者等から意見を求めるため。

2 検討内容

- (1) 市民の意向を反映した図書館の機能及び施設整備概要案に関すること。
- (2) その他、基本計画策定に必要な事項

3 組織

学識経験者、地域、図書館協力団体、家庭教育、子育て世代などの様々な立場、年齢層の委員 10 名で構成する。

4 委員任期

委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 委員会開催日程（30 年度）

- | | | |
|-------|-------------|----------------------|
| 第 1 回 | 6 月 22 日（金） | 概要・市民アンケート調査 |
| 第 2 回 | 7 月 20 日（金） | 先進図書館視察（大府市・安城市） |
| 第 3 回 | 11 月 予定 | 整備概要案についての検討・絞り込み |
| 第 4 回 | 12 月 予定 | 図書館機能調査報告、基本計画素案への意見 |

知多市図書館機能調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝倉駅周辺整備事業を受け、事業区域内に導入が期待される図書館に関する基本計画を策定するに当たり、新たな図書館の機能等について広く有識者等から意見を求めるため、知多市図書館機能調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、図書館の基本計画について、次に掲げる事項の審議及び検討を行うものとする。

- (1) 市民の意向を反映した図書館の機能及び施設整備概要案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画策定に必要な事項。

2 委員会は、前項に定める事項を審議及び検討し、図書館機能調査報告書を市長へ提出する。

(組織)

第3条 委員会は、知多市長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は、10名以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 緊急を要し、会議を招集することができない場合、委員は、審議検討事項等について書面により意見等を提出することができる。
- 3 委員会は必要に応じ、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の事務局は、知多市教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。